介護保険　主治医意見書作成料請求（明細）書（国保連提出用）

令和			年			月分

保険者番号	2	1	2	0	9	2

被保険者											
被保険者番号	0	9	0								
（フリガナ）氏名											
生年月日	1．明治　2．大正　3．昭和									性別	1．男　2．女
			年			月			日		

請求医療機関											
事業所番号											
事業所名称											
所在地	〒				－						
	電話番号										

作成依頼日	令和			年			月			日	依頼番号		保険者確認	※
意見書作成日	令和			年			月			日	意見書送付日	令和　年　月　日		

※　印の欄は記入しないでください

主治医作成料	種別	1．在宅　2．施設	1．新規　2．継続	金額					円

診断・検査費用	内訳	点数	摘要
	診断		
検査	胸部単純X線撮影		
検査	血液一般検査		
検査	血液化学検査		
検査	尿中一般物質定性・半定量検査		
	合　計		点数合計×10円　円

請求書		
	意見書料	円
	診断・検査費用	円
	消費税	円
	合計	円

主治医意見書料は、在宅・施設別、新規・継続（更新・変更）申請別に以下の金額とする。

	在宅	施設
新規申請者	5，000円	4，000円
継続申請者	4，000円	3，000円

主治医がなく主訴もない者が要介護認定を行った場合、意見書を記載するのに必要な診察・検査について、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対し、診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができる。

【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

・胸部単純Ｘ線撮影　・血液一般検査　・血液化学検査　・尿中一般物質定性・半定量検査